

安芸太田町公告第 65 号

下記森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和6年 11 月 29 日

安芸太田町長 橋本 博明 印

記

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在	地番	林班-小班	地目	面積(ha)	経営管理権の存続期間	備考
1	安芸太田町 大字津浪字 浅瀬平	10026-3	074-001	山林	0.83 (0.35)	10 年	
2	安芸太田町 大字津浪字 浅瀬平	10027-2	074-002	山林	2.07 (1.15)	10 年	
3	安芸太田町 大字坪野字 大掛	10120-1	121-007	山林	0.40 (0.17)	10 年	
4	安芸太田町 大字下筒賀 字上西平	10254	004-010	山林	1.60 (1.40)	10 年	
5	安芸太田町 大字下筒賀 字本谷	10332-1	005-026	山林	0.29 (0.11)	10 年	
6	安芸太田町 大字下筒賀 字本谷	10333	005-027	山林	0.19 (0.12)	10 年	
7	安芸太田町 大字中筒賀 字西念仏谷	1256-1	039-005	山林	1.16 (0.59)	10 年	

表中面積欄: 上段は林地台帳等面積, 下段()はスギ・ヒノキの実測面積

2 縦覧場所 安芸太田町役場 産業観光課

3 本公告により、安芸太田町に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。